

用語	解説
地区計画	それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図ることを目的として、きめ細やかな土地利用に関する計画と、小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める「地区レベルの都市計画」。 地区施設(道路、公園、広場など)の配置や建物の建て方、街並みのルール(用途、容積率、建蔽率、最低敷地面積、壁面の位置の制限、高さ、形態・意匠など)をきめ細やかに定めることができる。
特定用途制限地域	線引きの選択制の導入と併せ、用途地域を指定していない地域(用途白地地域)において、良好な環境の形成または保持を図る観点から必要な土地利用規制を課すことを目的として創設された、特定の用途の建築物等の立地のみを制限するための制度。市の権限で区域を定めことができ、条例によって制限を行う。 大型店舗、遊戯・風俗施設、工場などを制限している事例がある。
風致地区	都市環境を維持し、都市内の自然を保護するために創設された制度で、自然的景観をなるべく残そうとするものである。指定された地区では、建設物等の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられる。 制限の内容は、条例で定めることとなっている。
中山間地域	平成11年3月に制定された「島根県中山間地域活性化基本条例」において「産業の振興、就労機会の確保、保健・医療・福祉サービスの確保その他の社会生活における条件が不利で振興が必要な地域」を中山間地域と定義。 次のうち1つでも該当する地域が「中山間地域」となっている。 1. 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で指定) 2. 特定農山村地域(特定農山村法で指定) 3. 辺地地域(辺地にかかる公共施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律で指定) 4. これらと同等に条件が不利である地域(知事が告示) [同等の考え方(要件)] ・準ずる地域の指定は旧市区町村(S25.2.1 時点)単位 ・過疎地域に準ずる地域*又は特定農山村地域に準ずる地域 (ただし、DID(国勢調査の人口集中地区)を含む旧市町村は除く。) *高齢者比率又は若年者比率が、過疎地域と特定農山村地域全体の平均以上又は平均以下の旧市町村 (島根県HPより)